

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 11日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田34番地1
氏 名 株式会社ENEOSマテリアル 鹿島工場
工場長 高見 信安
電話番号 0299-96-2510

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出致します。

事業場の名称	株式会社ENEOSマテリアル 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田34番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	合成ゴム製造業
②事業の規模	製品出荷額：272億円
③従業員数	195名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1) 汚泥 主な発生源となっている排水中の浮遊物質（汚泥成分）を凝集剤の添加によりフロック（塊り）を形成後、ベルトプレス脱水機にて含水率80～90%の脱水汚泥として処分委託。 2) 廃プラスチック 分別時にプラスチックと金属が一体となっている廃棄物については分別を行い、産廃として金属再生利用業者に処分委託。

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添管理体制図参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ類
	排 出 量	833t	102t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・排水汚泥の適正なフロック形成（最適な凝集剤注入）により脱水処理に於いて安定した脱水汚泥の含水率（80～90%）を維持。 ・作業服、安全靴、ヘルメット、事務服の産廃処分から広域認定制度によるリサイクル処分委託に変更。令和5年度委託料0.57t 			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ類
	排 出 量	992t	150t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・PPバンド（廃プラ）に付着する結束金具の取り外しによるPPバンドリのサイクル処分委託（無償又は有価）の検討。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・処分委託前の分別状況確認等により他の廃棄物混入を防止。 ・プラスチックと金属が一体化している廃棄物を焼却処分から金属回収として処分する様、分別し処分委託実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・上記のプラスチック廃棄物の分別を更に徹底して行く。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（一 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（一 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（一 年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ類
	全処理委託量	833 t	102 t
優良認定処理業者への 処理委託量	9 t	8t	
再生利用業者への 処理委託量	590 t	52 t	
認定熱回収業者への 処理委託量	103 t	2 t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	140 t	48 t	
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月より脱水汚泥の再生利用業者への処理委託量を 増加。 理由：焼却処分委託先の事業撤退。 			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ類
②計画		全処理委託量	992t	150t
		優良認定処理業者への 処理委託量	12t	10t
		再生利用業者への 処理委託量	720t	100t
		認定熱回収業者への 処理委託量	200t	20t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	60t	20t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな取組は無いが、廃棄物を素材毎に分別することで産廃処分からリサイクル処分へと変更できるよう検討を進めたい。 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添管理体制図

株式会社ENEOSマテリアル 鹿島工場

1. 廃棄物処理に関する管理体制

統括廃棄物管理者	工場長 高見 信安
廃棄物管理責任者	各課長
役割	統括廃棄物管理者 廃棄物管理責任者 廃棄物管理責任者
	廃棄物管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者を指揮し、次の業務を統括管理する。 ①工場から発生する廃棄物の適正処理に関する事項。 ②廃棄物の減量及び再利用に関する事項。 ③従業員、協力会社への廃棄物教育に関する事項。 ④廃棄物の適正処理のための必要な業務で法令等及び社内規則で定める事項。 分担区域から発生する廃棄物について、統括廃棄物管理者及び特別管理産業廃棄物管理責任者に積極的に協力すると共に、次の業務を行う。 ①工場の廃棄物適正処理方針を課員に周知徹底を図る。 ②課内の廃棄物管理方針の設定及び周知徹底を図る。 ③廃棄物置場の整理、整頓、清掃 ④廃棄物処理施設の運転管理 ⑤課員及び協力業者に対する廃棄物に関する指導 ⑥その他課内全般にわたる廃棄物適正処理上の必要な事項

2. 廃棄物管理組織図

